

第4 評価の結果及び意見

1 評価の結果

(1) 目標の達成状況についての評価

ア 第2次基本計画の目標の達成状況についての評価

第2次基本計画（平成23年度から27年度）では、食育に関する11の目標の達成度合いを測るために13の目標値が設定されている。

これらの目標の達成度合いを計画期間4年目（平成26年度）の実績で測り、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」の各行政機関共通区分に当てはめた場合、評価の結果は「進展が大きくない」と判定される。

11目標の進捗状況は、以下のとおり、目標期間終了前の現段階で目標を達成しているものが2目標、目標は達成していないが基準値と比較して数値が改善しているものが6目標、基準値と比較し数値が悪化しているものが3目標となっている。

- ① 目標期間終了前の現段階で目標を超過して達成している2目標は、「朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加」及び「農林漁業体験を経験した国民の割合の増加」である。
- ② 目標の達成には至らなかったものの、基準値と比較して数値が改善している6目標は、「朝食を欠食する国民の割合の減少」、「栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加」等である。
- ③ 基準値と比較して数値が悪化している3目標は、「食育に関心を持っている国民の割合の増加」、「学校給食における地場産物等を使用する割合の増加」等である。

イ 目標の設定に関する考察

第2次基本計画の目標の設定に関し考察したところ、以下のような状況がみられ、都道府県の目標設定への支援が課題であると考えられる。

- ① 第2次基本計画では、11目標と40項目に分類された施策との対応関係が明確となっていない。また、これに基づき実施されている個々の事務事業については、目標との対応関係を一覧できる形でリスト化されていない。
- ② 調査した27都道府県では、次のとおり、第2次基本計画の目標が都道府県食育推進計画の目標として設定されていないもの、国の目標値と都道府県の目標値の間の合計に数値上の矛盾があるものなどがみられる。
 - (a) 都道府県が、都道府県食育推進計画に、国が設定している目標を取り入れていない場合があり、その数は、11目標別にそれぞれ1都道府県（3.7%）から23都道府県（85.2%）となっている（都道府県が最も取り入れていない目標は「食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加」である。）。

- (b) 「栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加」及び「内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加」については、11都道府県から13都道府県が、これらの目標に代え、自らが把握したデータを基に設定した健康増進法に基づく都道府県健康増進計画の目標（野菜の摂取量や肥満者の割合等）などを設定している。
- (c) 都道府県の中には、都道府県食育推進計画の目標について、国の目標と同じではあるものの、その実現可能性を踏まえた独自の目標値を設定しているものがあるため、「朝食を欠食する国民の割合の減少」などは、全都道府県の目標値を積み上げても、国の目標値を達成することができないものとなっている。

都道府県は、食育推進基本計画を基本として、都道府県食育推進計画を作成するとされている（食育基本法第17条第1項）が、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定すること（同法第10条後段）とされているため、必ずしも国の目標と全く同じ目標を設定する必要はない。

しかし、国は、食育を国民運動として推進するため、国や地方公共団体を始め多くの関係者の理解の下、共通の目標を掲げ、その達成を目指して協力して取り組むことが有効である（第2次基本計画）との考え方により目標を設定していることから、都道府県の理解を得るよう努める必要がある。

また、都道府県は、国の目標をベースとした都道府県別の目標を設定できない理由として、都道府県別のデータがないことなどを挙げている。

この課題を解決するためには、例えば、国が行っている統計調査のサンプル数を増やすことも考えられるが、多額の予算が必要となるため、別途効率的な方法を考える必要がある。

(2) 当省のアンケート調査の結果

本政策評価では、国民の食生活の状況、食育に関する意識等を把握するため、アンケート調査を実施した。このうち、第2次基本計画の目標に関連する設問への回答結果は、以下のとおりであり、望ましい食生活や食育の実践に支障となる状況が生じていることへの対応が課題であると考えられる。

- ① 「家族との食事」、「朝食を食べること」、「栄養バランスに配慮した食生活」、「内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防」、「食事の食べ方」、「農林漁業体験」及び「食品の安全性に関する知識」について、望ましい食生活を送っている人や食育に関する意識の高い人の割合は、第2次基本計画の目標の達成状況とおおむね同じ結果となった。
- ② 一方、望ましい食生活を送っていない人や食育に関する意識の高くない人に、その理由を聞いたところ、「時間がない」、「必要性を感じない」、「面倒」、「これ

までに習慣がない」といった回答が多く、望ましい食生活や食育に関する意識を妨げるものとして、労働時間の長さや食生活を重視しない人の存在が背景にあることが示唆された。

(3) 食育に関する個別の施策・事務事業の実施状況

ア 学校における食に関する指導等の状況

(7) 栄養教諭を中核とした食に関する指導の状況

(栄養教諭)

学校における食に関する指導を充実し、児童生徒が望ましい食習慣を身に付けることができるよう栄養教諭制度が創設され（平成17年4月施行）、平成27年4月現在、全国の小中学校等に5,356人の栄養教諭が配置されている。

一方、第2次基本計画では、朝食を欠食する国民（子ども）の割合の減少（平成27年度までに0%）を目標としており、その達成状況は、22年度において1.5%となっている。

また、文部科学省は、「文部科学省の使命と政策目標」の中で、達成目標である「児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につける」の成果指標（アウトカム）として、「朝食を欠食する子どもの割合0%」を設定し、その活動指標（アウトプット）として栄養教諭配置数の増加を置いている。

栄養教諭を中核とした食に関する指導の状況について調査した結果は、以下のとおりであり、栄養教諭の配置が学校における食育に関する体制の整備に寄与していると考えられる一方、児童の朝食欠食率の減少への寄与は明確には把握できなかった。

- ① 当省のアンケート調査結果では、専任の栄養教諭が配置されている小学校では、配置されていない小学校に比べて「学校全体で食育に取り組む体制づくりが進んだ」とする回答が多かった。
- ② 一方、同じくアンケート調査結果では、栄養教諭の配置にかかわらず、朝食を毎日食べる児童は9割を超えており、児童の食育に関する認識や実践への影響に大きな差はみられなかった。なお、栄養教諭の配置率の伸びと小学6年生及び中学3年生の朝食欠食率の伸びとの分析を行ったところ、両者の相関は低かった。

これらのことから、栄養教諭配置の効果の把握が必要であると考えられる。

(食に関する指導に係る全体計画の作成・評価状況)

文部科学省の食指導の手引では、学校ごとに全体計画を作成するとともに、全体計画を学校評価における評価項目に位置付け、学校の実情や児童生徒の実態に応じた目標と食育の推進体制等に関する指標を設定し、その達成状況を評価することを求めている。

調査した27都道府県教育委員会及び64公立小学校における全体計画の作

成・評価状況は、以下のとおりであり、全体計画の評価の実施が課題である。

- ① 平成25年度における公立小中学校の全体計画の作成状況を把握していた25都道府県教育委員会では、管内の1万8,911校のうち、1万8,592校(98.3%)が全体計画を作成している。
- ② 平成25年度に全体計画を作成している62公立小学校のうち17校(27.4%)は、全体計画に基づく食に関する指導等の取組状況の評価していない。一方、評価している45校(72.6%)の中には、評価結果を翌年度の全体計画に反映させるなど、PDCAサイクルに基づく取組内容の改善等に取り組んでいる例がみられた。

(食生活学習教材の活用状況)

文部科学省は、平成16年度以降、毎年度、食生活学習教材を作成し、全国の国公立私立小学校の1年生、3年生及び5年生に配布している。

調査した64公立小学校では、平成25年度に、低学年は46校(71.9%)、中学年は38校(59.4%)、高学年は39校(60.9%)が、各教科、学校給食の時間等に、食生活学習教材を活用している。

食生活学習教材を活用している小学校からは、同教材を分かりやすいと評価する意見がある一方、同教材の挿絵、図等を加工できるようにしてほしい等の改善を求める意見がみられた。

なお、文部科学省は、平成27年度中に食生活学習教材を見直す予定であるとしている。

(イ) 栄養教諭を中核とした食育推進事業の状況

地域食育推進事業及び食育支援者派遣事業の平成23年度から25年度までの実施状況を調査した結果は、以下のとおりである。

- ① 地域食育推進事業については、調査した93教育委員会(27都道府県教育委員会及び66市町村教育委員会)のうち、27教育委員会(22都道府県教育委員会及び5市町村教育委員会)が事業を受託していた。事業の効果について、学校や地域の食育に関する連携体制の整備に役立ったといった意見がみられた。
- ② 食育支援者派遣事業については、10都道府県教育委員会が事業を実施していた。このうち、1教育委員会では、食育支援者を派遣した市において、学校給食における地場産物の活用割合が増加していた。

なお、両事業は、平成25年度で廃止され、26年度からスーパー食育スクール事業に整理統合されている。

(ウ) 学校給食における地場産物の活用促進のための取組の状況

地場産物活用促進事業及び食育教材開発事業の平成23年度から25年度まで

の間の事業の実施状況を調査した結果は、以下のとおりである。

- ① 地場産物活用促進事業については、調査した27都道府県学校給食会のうち5都道府県学校給食会が事業を受託し、学校給食のメニュー開発コンテスト、学校給食調理員を対象とした調理講習会を開催するなどの取組を実施している。
- ② 食育教材開発事業については、調査した27都道府県教育委員会のうち、兵庫県教育委員会が平成25年度に事業を受託し、学級担任や栄養教諭等が、学校給食で使用する地場産物と関連付けながら指導できる教材（CD-ROM）を作成し、全公立学校及び栄養教諭等に配布している。
なお、両事業は、平成25年度で廃止され、26年度からスーパー食育スクール事業に整理統合されている。

イ 健全な食生活実現のための取組の状況

（内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に係る第2次基本計画における目標）

第2次基本計画は、「内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加」（平成27年度までに50%以上）を目標としており、その達成状況は、22年度から26年度までに40.2%から42.1%の間で推移しているため、大きな変化はない。

厚生労働省は、本目標に関連する取組として、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導などを推進している。

この目標は、生活習慣病のうち、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防・改善に着目しており、食事のほか、運動等の実践を含み、その達成状況を測るアンケート調査でも、①適切な食事のみならず、②定期的な運動及び③週に複数回の体重計測を含めた3つの選択肢から一つを選択すること（単一回答）になっている。

しかし、食生活と関係する生活習慣病は、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に限られるものではなく、食生活と定期的な運動や週に複数回の体重計測との関連性も強いとはいえない。

（糖尿病予防戦略事業）

厚生労働省は、糖尿病予防戦略事業の成果を、「糖尿病が強く疑われる者及び糖尿病の可能性が否定できない者の割合」（国民健康・栄養調査）を指標として測っており、平成23年度及び24年度については、目標を達成しているため、事業の効果があったと評価している。

しかし、講習会などを主体とする事業内容や1都道府県又は市区町村当たりの事業予算額は195万円と小規模である本事業に対して、当該事業の寄与の程度が明らかでない大きな目標（全国ベースの糖尿病の有病率）で評価がなされている。

一方、平成 23 年度から 25 年度に糖尿病予防戦略事業を実施していた 19 都道府県等では、事業報告書が確認できた 104 事業メニューのうち、プロセス評価の実施が 77 事業メニュー(74.0%)、アウトカム評価の実施が 4 事業メニュー(3.8%)と不徹底となっているが、1 都道府県又は市区町村当たりの事業予算額は 195 万円と小規模な事業であることを踏まえれば、合規性の観点からの検討とともに、評価の作業負担が過度になっていないかを検討する必要がある。

適切な作業負担の下で事業効果の全体を把握できれば、食育に関する目標の達成への寄与を測る上で有益である。

(8020運動推進特別事業)

厚生労働省は、「8020 (ハチマルニイマル) 運動」を推進するための8020運動推進特別事業を実施している。同省は、この事業の成果を、80歳で20本以上の歯を保有している人の割合(6年ごとの調査)を指標として測っており、平成17年度の20%が、23年度には40%となっているため、一定の効果があると評価している。

しかし、本事業の場合、事業の効果が、目標の達成にどの程度寄与しているのかは明らかとなっておらず、事業の効果の把握が必要であると考えられる。

(「食事バランスガイド」等各種指針)

第2次基本計画は、「栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加」(平成27年度までに60%以上)を目標としており、この目標の達成状況は、「食事バランスガイド」等の指針を参考にしている人の割合を調査することにより測っている。

また、農林水産省の調査では、「食事バランスガイド」の認知度は、平成 20 年度の 70.3%が、25 年度には 55.6%に低下している。

ウ 農林漁業体験促進のための取組の状況

(農林漁業体験を経験した国民の割合に係る第2次基本計画における目標)

第2次基本計画は、「農林漁業体験を経験した国民の割合の増加」(平成27年度までに30%以上)を目標としているが、23年度以降、実績が30%を超えており、計画期間終了前に既に目標を達成している。

この目標の達成状況は、農林水産省が 20 歳から 69 歳までの個人を特定した郵送方式によるアンケート調査の結果により測っているが、農林漁業体験の経験の設問には、回答者の家族の経験を含めて回答することになっている。分母は回答者本人であるが、分子は回答者本人とその家族となっているため、分母と分子が対応しておらず、割合が膨らんでいると考えられる。

(農林漁業体験を促進するための取組)

調査した7地方農政局等における農林漁業体験を促進するための取組の状況を調査した結果は、以下のとおりである。

- ① 活性化プロジェクト交付金により実施されている「地域間交流拠点の整備」の中で、「農林漁業・農山漁村体験施設」及び「自然環境等活用交流学习施設」の整備が事業として実施されている。
- ② 共生・対流交付金等により実施されている「子ども農山漁村交流プロジェクト」は、小学生に1学年単位の規模で農山漁村体験をさせるものであり、平成20年度から25年度までに155の受入モデル地域において、累計で約15万人の児童が体験を行っている。
- ③ 消費・安全対策交付金により実施されている「日本型食生活の普及促進」の中で、農作業等体験機会の提供が事業として実施されている。

エ 食の安全に関する取組の状況

(食の安全に係る第2次基本計画における目標)

第2次基本計画は、「食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加」（平成27年度までに90%以上）を目標としており、その達成状況は、26年度で70.1%となっている。

調査した27都道府県のうち23都道府県が、目標に関するデータを保有していない（7都道府県）、目標中の「食品の安全性」の定義が曖昧で目標設定に困難を感じる（4都道府県）などといった理由から、この目標を都道府県食育推進計画に取り入れていない。

(食の安全に関するリスクコミュニケーション)

消費者庁は、この目標に関連する施策として、食の安全に関するリスクコミュニケーションを実施しており、その効果を意見交換会参加者の理解度（アンケート調査結果）で測っている。

2 意見

(1) 都道府県の目標設定の支援

国と都道府県が一体となって食育を推進していくため、国の目標について、都道府県に対してできるだけ丁寧な説明を行い、情報を提供していくなど、都道府県が国と連携した目標の設定を検討することを支援することが適当である。

(内閣府)

(2) 望ましい食生活や食育の実践に支障となる状況が生じていることへの対応

食育を国民運動として推進しはじめてから10年が経過したが、食生活を重視しない人の存在など生活スタイルの変化や一人暮らし高齢者の増加など家族の状況も様々になってきている。こうした様々な状況へ対応した食育を推進していくことが適当である。

(内閣府)

(3) 栄養教諭制度の効果の把握等

子どもに対する食育については、保護者を始め、担任など様々な場面で子どもの指導に関わっている者が一体的に進めているものであるが、その中で栄養教諭は学校における食育の中核を担っていることから、栄養教諭等の配置による効果を把握することが適当である。

また、食に関する指導に係る全体計画については、ほぼ全ての学校において作成されており、学校における食に関する指導をより充実させるためにも、全体計画の評価の実施について指導することが適当である。

さらに、食生活学習教材については、更に学校現場の意見を反映させた内容の充実を図り、その利用を促進することが適当である。

(文部科学省)

(4) 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に係る第2次基本計画における目標の見直し並びに糖尿病予防戦略事業及び8020運動推進特別事業の効果の把握

第2次基本計画の目標である「内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合」については、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）を含む生活習慣病全般の予防や改善のための食育の推進状況が適切に測れるよう、目標を見直すことが適当である。

(内閣府・厚生労働省)

また、糖尿病予防戦略事業及び8020運動推進特別事業は、事業の内容や規模とは釣り合わない大きな目標に照らして評価されているため、中間段階での指標や具体的な活動実績に基づき、事業の効果把握することが適当である。その際、少額の事業が多いことを踏まえ、評価のために過度の作業負担が伴わないよう評価手法を検討する

ことが適当である。

(厚生労働省)

(5) 農林漁業体験を経験した国民の割合に係る第2次基本計画における目標の測定値の把握方法等の見直し

第2次基本計画の目標である「農林漁業体験を経験した国民の割合」については、測定値の把握方法その他適切な見直しを行うことが適当である。

(農林水産省)